

## 雑報

### 昭和35年度実地調査の要綱

人口問題研究所では昭和35年度の実地調査として、人口圧迫の集積形態に関する調査を近く実施する予定であるが、その要綱をかかげねば以下のようなである。

#### 人口圧迫の集積形態に関する調査要綱

##### 1 調査の目的

人口の圧迫の集中累積されている若干の典型的な社会階層および地域をえらび、世帯単位にその世帯構成のひずみやその発生経過、世帯人口の量的ならびに質的再生産の状況等を総合的に調査し、現下の人口圧迫の実態ならびに本質をあきらかにすることを目的とする。

##### 2 調査の対象

調査対象として、以下の4種、細目9種をえらぶ。特定の個人を対象選定の目標とし、本人とその所属世帯を調査の対象とする。

###### A 農林業世帯（ただし、該当地域の全世帯を調査する）

- (a) 生産性の高い純農村の全世帯
- (b) 生産性の低い山間部農村の全世帯
- (c) 近郊農村の全世帯

###### B 都市の零細自営業者とその世帯

- (a) 従業員規模10人未満の製造業自営業主とその世帯
- (b) 雇用者をもたない商業（卸・小売業）およびサービス業の自営業主とその世帯
- (c) 上掲(a)零細製造業事業所の住みこみ従業員とその出身世帯

###### C 従業員規模30人以上100人未満の製造業事業所の男子雇用者とその世帯

###### D 失業者（男子のみ）とその世帯

- (a) 失業保険受給者とその世帯
- (b) 失業対策事業の登録履歴とその世帯

##### 3 調査の地域および範囲

地域・都道府県名				調査地域数	対象数
A 農林業世帯 (農山村世帯)	(a) 高生産性 農村	山形 新潟 福岡 小計	県 県 県 計	1 1 1 3	1,000 1,000 1,000 3,000
	(b) 低生産性 農村	岩手 山形 小計	県 県 計	1 1 2	1,000 1,000 2,000
	(c) 近郊農村	兵庫 福岡 小計	県 県 計	2 2 4	1,600 1,600 3,200
合計				9	8,200

地 域・都 道 府 県 名				調査地域数	対象数
<b>B</b> 都市の零細自営業者	(a) 製造業	東 京 知 小 計	都 県	5 5 10	1,500 1,350 2,850
	(b) 商業・サー ビス業	東 京 知 小 計	都 県	5 5 10	1,500 1,350 2,850
	(c) 住み込み從業員	東 京 知 小 計	都 県	1(再掲) 1(〃) 2(〃)	(事業所数) / 数 (300) 約 600 (270) 約 600 (570) 約 1,200
	合	計		20	6,900
<b>C</b> 製小造冠業用男者	東 京 知 形 川 崎 長 石 山 合	都 県 県 県 県 県 県 計		1 1 1 1 1	1,500 1,500 500 500 500
	失業保険受給者	東 京 知 形 川 崎 島 長 石 山 廣 小 計	都 県 県 県 県 県 県 計	3 2 1 1 1 1 1 9	600 400 150 150 150 150 150 1,600
	失対登録日雇労働者	東 京 知 形 川 崎 島 長 石 山 廣 小 計	都 県 県 県 県 県 県 計	2 2 1 1 1 1 1 8	150 150 50 50 50 50 50 500
	合	計		17	2,100
総 計				1都9県 51地域	21,700(票)

#### 4 調査の方法

世帯単位の調査票により配票自計主義の方法をとるが、調査票の回収に際し調査員の点検補正を完全に実施する。また、Dの(b)登録日雇労働者については完全他計主義の方法によるものとする。

調査対象の選定、調査票の配布、回収、点検等については都道府県の協力をこゝい、そのため特に実地調査員の勤員に依頼する。調査対象A、B、C、D別の対象の選び方は次のとおりとする。

#### A 農林業世帯（農山村世帯）

(a), (b), (c)とも調査地域は、係官出張のうえ県当局とも相談して最終的決定を行なう。

配票調査には、(i)世帯調査票と(ii)出産歴調査票の2種類の調査を行なう。

ほかに調査地域の町村当局に依頼して、次の5種類の既存記録の写しを作成してもらう。

(i) 村民税額（昭和34年、25年、10年）

(ii) 昭和35年農業基本調査個票の一部

(iii) 昭和29年臨時農業センサス予備調査の照査票の一部

(iv) 昭和25年世界農業センサスにおける村単位の集計結果の一部

(b) 昭和22年臨時農業基本調査における村単位の集計結果の一部

**B 都市の専業自営業者とその世帯**

(a) 従業員規模10人未満の製造業自営業主とその世帯

(b) 雇用者をもたない商業およびサービス業の自営業主とその世帯

(a), (b)ともに、該当する調査対象の取りやすい地域を各5地域えらんだうえ、たとえば事業所名簿などにより上記3に指定の調査対象数を抽出する。

(c) 上掲(a)等細製造業事業所の住み込み従業員とその出身世帯

上掲(a)の5地域のうちの1地域についてのみ、その住み込み従業員全部について調査する。調査票の配布、回収は事業主を通じてこれを行なうものとする。1地域で住み込み従業員約600人と予定してあるが、票数に異動があつてもさしつかえない。

**C 従業員規模30人以上100人未満の製造業事業所の男子雇用者とその世帯**

各都府県ごとにそれぞれ次の業種のうちから該当対象を抽出する。

東京都 電気機械器具製造業

愛知県 織物業および産業用装置機械製造業

山形県 製材木製品製造業（または紡織業）

長崎県 船舶製造修理業（または建設用粘土製品）

石川県 織物業

調査対象の抽出はまずそれら業種の集中する1ないし数個の地域をえらび、上記3に指定の調査対象数（男子雇用者数）を規模30～100人の範囲内で大小規模に万遍なく行きわたるように抽出する。ただし、上掲産業の規模別分布に特殊なかたよりのある場合はそれに従う。

**D 男子失業者とその世帯**

(a) 失業保険受給者とその世帯

上記3指定の調査対象数をうるに適当な職業安定所1ないし数カ所をえらんで、該当者に調査票を配布し、記入をしてもらう。この調査の調査時期はそろ厳密な一致を必要としないから、所定の票数をうるために数カ月間の新規受給者を調査対象としてもさしつかえない。

(b) 失業対策登録日雇労働者とその世帯

方法は上掲(a)とおなじ。ただし、この場合は原則として他計主義による。ただし、自計能力ありと認められる者には自計によつてもよい。ただし自計能力あるものだけにかたよらないように取り扱う。また、他計の場合になるべく就労時間内にこれを実施できるよう配慮する。

**5 調査の時期**

昭和35年度中に隨時実施する。

**6 主要な調査事項（細目は調査票参照）**

- (1) 世帯の人口学的構成ならびに所得構成からみた諸類型別分布
- (2) 世帯主の職業経歴からみた社会的移動の実態
- (3) 社会階級別にみた結婚および出産歴の差異
- (4) 世帯の保健状況、とくに慢性的諸疾患の状況

### 館所長イスラエルにおける国際会議に出席

人口問題研究所長館 稔博士は、1960年8月15日から同26日まで、イスラエル国 Rehovoth市ヴァイツマン科学研究所（The Weizmann Institute of Science）において、同研究所主催、イスラエル政府後援のもとに開催された“新しい国の進歩のための科学に関する国際会議”（International Conference on the Science in the Advancement on New States）に出席した。会議の概況については、本誌本号に館所長による報告が掲載され